

動植物油類の規制について

【照会】

法別表第 4 類の動植物油類を原料として加工製造された次のような液状の物品は、いかなる品名に該当するか。

- A 水素添加させたもの
- B 複数の動植物油をグリセリンと脂肪酸に分解し、エステル交換により元の動植物油とは異なるグリセリドとしたもの
- C 動植物油をグリセリンと脂肪酸に分解し、グリセリンの代わりに、しょ糖、ソルビトール、プロピレングリコール等を用いて、しょ糖脂肪酸エステル、ソルビタン脂肪酸エステル、プロピレングリコール脂肪酸エステル等としたもの

【回答】

- ・ A 及び B は、第 4 類の「動植物油類」に該当するものとして扱って差し支えない。
- ・ C は、引火点に応じた第 4 類の「石油類」に該当する。

(平成 2 年 10 月 31 日 消防危第 105 号 各都道府県消防主管部長あて 危険物規制課長通知)